

里親養育ハンドブック

(制 度 編)

神奈川県児童相談所

令和8年4月 改訂版

利用にあたって

このハンドブックは、里親として認定・登録された方、児童相談所から子どもの養育をお願いする方に里親制度や児童相談所等関係機関の役割、委託費の請求や支払い等の手続き等を理解していただけるように作成いたしました。

子ども達との日常生活のいろいろな場面で活用していただければ幸いです。

神奈川県児童相談所



《メ モ》

あなたの記録

里親登録番号 神奈川県 第 号

里親の種類 養育・養子縁組・専門・親族 里親

登録年月日 年 月 日

次回更新予定 年 月 日

所管児童相談所 児童相談所

TEL — —

担当者

子どもの記録

子どもの名前	委託された日	児童相談所	担当福祉司	TEL
年 月 日生				
年 月 日生				
年 月 日生				

所管児童相談所 里親担当

所管児童相談所 里親対応専門員

里親相談員 さん (TEL) — —

里親支援専門相談員 さん (TEL) — —

目 次

1	里親制度	
(1)	里親の種類	1-1
(2)	里親の資格要件	1-2
(3)	里親の行う養育についての最低基準	1-3
2	関係機関の役割	
(1)	児童相談所	2-1
(2)	県子ども家庭課	2-2
(3)	里親センター「ひこばえ」	2-3
(4)	家庭養育支援センター	2-3
(5)	県立子ども自立生活支援センター「きらり」	2-4
(6)	里親支援専門相談員	2-4
(7)	里親相談員	2-4
3	里親会	3-1
4	里親登録について	
(1)	里親登録について	4-1
(2)	登録内容の変更等の届け出	4-2
5	委託前養育等支援事業	
(1)	マッチングにおける生活等支援	5-1
(2)	研修受講支援	5-1
6	子どもの委託について	
(1)	子どもの委託の決定	6-1
(2)	自立支援計画と記録	6-2
(3)	事故届の提出	6-3
(4)	扶養控除等について	6-4
7	委託費について	7-1
8	医療機関での受診	
(1)	受診できる医療機関	8-1

- (2) 受診に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-1
- (3) 医療費の請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-1
- (4) 予防接種費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-1
- (5) 通院費等の請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-2
- (6) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-2

9 委託された子どもの怪我などの補償について

- (1) 保険内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9-1
- (2) 事故が生じた時・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9-1
- (3) 損害賠償の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9-2
- (4) 自転車保険の加入について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9-2

10 保育所・放課後児童クラブ・障害福祉サービスなどの利用について ・10-1

11 レスパイト制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11-1

12 自立に関する支援事業

- (1) 児童自立生活援助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12-1
- (2) 身元保証人確保対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12-2
- (3) 日本学生支援機構「児童養護施設等の生徒への受験料等支援」・・・・ 12-3
- (4) 萬谷子ども福祉基金（神奈川県社会福祉協議会による支援事業）・・・・ 12-4
- (5) その他の支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12-4

13 海外渡航手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13-1

14 養子縁組について

- (1) 普通養子縁組と特別養子縁組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14-1
- (2) 養子縁組の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14-2

15 被措置児童等虐待とその対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15-1

様式集

- <措置費関係>
- <医療費関係>
- <その他の様式>

1 里親制度

里親制度は、親の病気や離婚、虐待など様々な事情により家庭で生活できなくなった子どものために里親の家庭を提供し、あたたかい愛情と理解をもって育てていただき、児童の福祉を保障する制度です。

里親とは（児童福祉法第6条の4）

この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

- 一 内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の内閣府令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第34条の19に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「養育里親」という。）
- 二 前号に規定する内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望する者（都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。）のうち、第34条の19に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの（以下「養子縁組里親」という。）
- 三 第一号に規定する内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（当該要保護児童の父母以外の親族であって、内閣府令で定めるものに限る。）のうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるもの。

（1）里親の種類

○ 養育里親

18歳未満の子どもを、家庭に戻るまで、または自立するまでの間、養育する里親家庭のことをいいます。

○ 親族里親

両親その他子どもを現に養育する方が死亡、行方不明、疾病による入院などの状態となったことにより、養育できなくなった子どもを、子どもの扶養義務者及びその配偶者である親族が養育する里親家庭のことをいいます。

○ 専門里親

原則として、2年以内の期間を定めて、虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子ども、非行等の問題を有する子ども、身体・知的・精神障害のある子どもを養育する里親家庭のことをいいます。

専門里親になるためには、個別の要件と専門里親認定研修（通信教育・スクーリング、施設実習など）の受講が必要となります。希望される方は、里親所管の児童相談所に相談してください。

- 養子縁組里親
養子縁組によって養親となることを希望する里親家庭のことをいいます。

里親制度の改正

平成28年6月に児童福祉法が改正され、養子縁組里親にも研修が義務化され、名簿への登録が必要となりました。

(2) 里親の資格要件

- 子どもの養育について理解及び熱意があり、子どもに対する豊かな愛情を有していること
- 経済的に困窮していないこと（除く親族里親）
- 養育里親研修・養子縁組里親研修を修了していること（除く親族里親）
- 里親になることを希望する者とその同居人が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなっていること。また、児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなっていること。
- 里親になることを希望する者とその同居人が、児童虐待又は児童福祉法第33条の10第1項に規定する被措置児童等虐待、その他子どもの福祉に関し、著しく不適切な行為をしていないこと

同居人とは

同じ、家屋内で生活をしている人をさします。
同じ家屋に居住していれば、生計を別にしていても、祖父、祖母、叔父、叔母等も含まれます。
住民票上の世帯をさすものではありません。



児童福祉法第33条の10

(被措置児童等虐待)

この節において、被措置児童等虐待とは、(略)、里親若しくはその同居人、(略)が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童(以下「被措置児童等」という。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるように著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(3) 里親が行う養育に関する最低基準

(平成14年9月5日厚生労働省令第116号)

改正：令和7年9月10日号外内閣府令第80号)

児童福祉法 第45条の2には、内閣総理大臣は、里親の行う養育について、基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。②里親は、前項の基準を遵守しなければならない。とされています。厚生労働省令116号「里親が行う養育に関する最低基準」には、第2条①(最低基準の向上)では、都道府県知事は、「児童福祉審議会」の意見を聴いて、里親に対し、最低基準を超えて当該里親が行う養育の内容を向上させるよう、指導又は助言をすることができる。とあり、同第3条(最低基準と里親)には、里親は、常にその行う養育の内容を向上させるように努めなければならないとなっています。次に、その主な内容を説明します。

○ 最低基準と里親(第3条)

里親は最低基準を超えて、常に、その行う養育の内容を向上させるように努めなくてはならない。

○ 養育の一般原則(第4条)

里親が行う養育は、委託されている子どもの自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、子どもの自立を支援することを目的として行われなければならない。

里親は、養育を効果的に行うため、都道府県が行う研修を受け、その資質向上を図るように努めなければならない。

- 子どもを平等に養育する原則（第5条）
委託されている子どもに対し、自らの子若しくは他の子どもと比して、又は子どもの国籍、信条若しくは社会的身分によって、差別的な養育をしてはならない。
- 虐待等の禁止（第6条）
委託されている子どもに対し、虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

平成21年4月1日に施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童養護施設や里親に委託された児童についての虐待への防止などについても新たに盛り込まれました。詳細は、神奈川県社会福祉協議会・児童福祉施設協議会発行の「養育ブック第3版～学びあう・育ちあう・伝えあう～」を御覧ください。

児童福祉法第47条第3項（令和6年10月1日施行）

児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第6条の3第8項に規定する内閣府令で定める者又は里親(以下この項において「施設長等」という。)は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護および教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、施設長等は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

- 教育（第7条）
委託されている子どもに対し、義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。
- 健康管理等（第8条）
常に委託されている子どもの健康状況に注意し、必要に応じて健康維持のため適切な措置を採らなければならない。
食事の提供は栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならない。
- 衛生管理（第9条）
委託されている子どもの使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 給付金として支払を受けた金銭の管理（第9条の2）
委託児童に係る子ども家庭庁長官が定める給付金（児童手当など）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。
 - 1 委託児童に係る金銭をその他の財産と区分すること。
 - 2 委託児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

- 3 委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 4 委託児童の委託が解除された場合には、速やかに、委託児童に係る金銭を該当委託児童に取得させること。

給付金（児童手当等）について

子どもにとって必要であり、措置費から支払われないものに使うことができますが、具体的な支出項目については、事前に相談所職員にご相談ください。児童手当等は子ども名義の通帳で管理し、収支の記録と領収書の保管をお願いします。

なお、児童相談所で定期的に確認するため、毎年年度初めに、養育状況報告書と一緒に1年分の収支（通帳のコピーなど）をご提出ください。

委託解除の場合には、通帳等を速やかに子どもや親権者に渡せるよう、用意しておいてください。

○ 自立支援計画の遵守（第10条）

里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する子ども及びその保護者の意見を聴いてその子どもごとに作成する自立支援計画に従ってその子どもを養育しなければならない。

○ 秘密の保持（第11条）

正当な理由なく、委託された子どもやその家族の秘密を漏らしてはならない。

委託された子どもの実親のこと、家庭環境、生育歴などについて、正当な理由なく、第三者に話してはいけません。このことは、同居されている方も同様です。

委託された子どもに関することを、不特定多数の人の目に触れる可能性のあるSNS（Facebookやブログなど）に掲載したり、子どもの写った写真付きの年賀状を送ることなども控えてください。

学校の先生や医師には、守秘義務（職務上知り得た秘密を守らなければならない義務）がありますので、必要最小限のことのみ話すことが可能です。子どもを養育していくにあたり、親戚や近所の方への説明などを含め対応に困った時は、児童相談所や里親相談員に相談してください。

委託解除後も同様に、秘密を漏らしてはいけません。

○ 記録の整備（第12条）

里親は委託された子どもの養育状況の記録を整備しなくてはならない。

児童相談所から委託されている子どもごとに、「養育状況記録」「養育状況報告書」（資料編 各種様式 参照）が配布されますので記載しておいてください。

○ 苦情などへの対応（第13条）

里親は子どもからの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない。

里親は、その行った養育に関し、都道府県知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

保護者からの対応については、児童相談所が行います。また委託される子どもに対して、児童相談所から、子どもの意見表明支援事業事務局の封筒を配布しています。

封筒を利用して、子どもから直接相談を受け付けることができます。

○ 知事への報告（第14条）

委託された子どもについて次の事項について、県知事・児童相談所からの求めに応じ定期的に報告を行う必要があります。

- 1 委託された子どもの心身の状況
- 2 委託された子どもに対する養育の状況
- 3 その他、県知事が必要と認める事項

委託された子どもについて事故が発生したとき、里親の病気その他やむを得ない事由により委託された子どもの養育を続けることが困難となったときにも届出が必要です。

毎年4月に、「養育状況記録」「養育状況報告書」を提出してください。
「養育状況記録」は、最低でも3ヶ月に1度程度記入してください。

○ 関係機関との連携（第15条）

委託された子どもの養育に関し、児童相談所、市町村の児童福祉担当課、委託された子どもが就学する学校その他関係機関との密接に連携しなければならない。

○ 養育する子どもの年齢（第16条）

子どもが満18歳になるまで（誕生日の前日まで）委託されますが、高校在籍中は卒業する（月の末日）までとなります。ただし、引き続き自立支援が必要な場合で、子どもの委託をした児童相談所長が必要と認め、知事が必要と決定した場合には満20歳に達するまでの間で委託を延長することができます。

○ 養育する子どもの人数の限度（第17条）

里親が同時に養育する委託児童（里子）及び該当委託以外の児童（実子・養子等）の人数の合計は、6人までです。そのうち、委託児童については、4人まで、委託できます。

専門里親（P.1-1 参照）については、同時に2名まで委託できます。

例えば、養育里親・親族里親で委託をお願いする場合は、実子等が3人いれば、委託できる子どもは、最大で3人までとなります。実子等がない場合は、委託できる子どもは、最大4人までとなります。

2 関係機関の役割

(1) 児童相談所

児童相談所は、子どもに関する様々な相談を受ける機関として、県域（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市を除く地域）に6箇所あります。里親に関する業務は、里親担当者と里親対応専門員、お住まいの地区を担当する児童福祉司が主に担っています。

里親担当者	児童相談所管内の里親業務の窓口として、各児童相談所で行う里親研修や里親制度普及・推進のための里親講座などを開催したり、関係する会議を企画します。 委託費などの取りまとめも行います。 里親制度全般についての窓口となります。
里親対応専門員	子どもが委託されている里親への養育支援や未委託里親への委託推進などを行います。 里親担当者のサポートを行います。
児童福祉司	担当する地区の里親や委託されている子どもの相談、実親への指導、里親希望者の調査を行います。 お住まいの地区を担当する児童福祉司（地区担当）と、委託された子どもを担当する児童福祉司（児童担当）が異なる場合があります。 他の児童相談所の子どもを委託された場合は、その児童相談所も関わります。

各児童相談所には、その他に児童心理司、児童相談員、保健師が配置されています。また、虐待を受けた子どもと家族を支援するための「親子支援チーム」があります。

里親に委託されている子どもには、担当の児童福祉司（児童担当）が相談・支援を行います。心配なことがある時は、遠慮せず相談してください。

担当が不在の場合は、他の職員が対応します。担当でなければ対応できない相談の場合は、連絡先・用件等をお伝えください。

子どものこと以外でも相談したいことがある時は、里親担当・里親対応専門員、お住まいの地区担当者にご相談ください。

(児童相談所所在地と担当地域一覧)

児童相談所	所在地	担当地域
中央児童相談所	〒252-0813 藤沢市亀井野3-1-9 TEL0466(84)1600	藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町
平塚児童相談所	〒254-0075 平塚市中原3-1-6 TEL0463(73)6888	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町
鎌倉三浦地域児童相談所	〒238-0006 横須賀市日の出町1-4-7 TEL046(828)7050	鎌倉市 逗子市 三浦市 葉山町
小田原児童相談所	〒250-0042 小田原市荻窪350-1 TEL0465(32)8000	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町
厚木児童相談所	〒243-0004 厚木市水引2-11-7 TEL046(240)6430	厚木市 海老名市 座間市 愛川町 清川村
綾瀬児童相談所	〒252-1107 綾瀬市深谷中4-2-1 TEL0467(78)2110	大和市 綾瀬市

※中央児童相談所虐待対策支援課は、県所管児童相談所の里親業務の調整や取りまとめ、養育里親・養子縁組里親の登録前研修や更新研修、専門里親研修などの企画を行います。

(2) 県子ども家庭課

神奈川県における里親業務を所管します。里親認定・登録のための児童福祉審議会の開催、里親関係の施策の立案や予算管理などを行います。里親委託費の支払いは、「7 委託費について」参照) 所管の児童相談所が行いますが、医療費の一部、予防接種費用や通院費などは医療費として直接子ども家庭課に請求してください。(「8 医療機関での受診 (5) 通院費等の請求 (6) その他」参照)

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 子ども家庭課
Tel (045) 285-0808

(3) 里親センター「ひこばえ」

里親制度の普及啓発や里親支援、里親委託促進を進めるため、総合的かつ広域的な調整を行う支援拠点として開設されました。各地区の家庭養育支援センターや施設の里親支援専門相談員と連携しながら、「普及啓発」「里親支援」「委託推進」の事業を行ってまいります。

〒243-0405 海老名市国分南1-28-12 MSビル301

里親センター「ひこばえ」

TEL 046-205-6092

ホームページ <https://www.sato-hikobae.org/>



(4) 家庭養育支援センター

里親制度を円滑に進めるために、県から委託を受けた社会福祉法人の児童養護施設が児童相談所と協力しながら、里親（里親希望者）の相談、支援、研修等を行います。また、基礎研修、登録前研修、登録更新研修の施設実習も行います。

(家庭養育支援センターの所在地一覧)

センター名	所在地
白十字会林間学校	〒253-0031 茅ヶ崎市富士見町4-54 TEL 0467(82)8044
心泉学園	〒259-0123 二宮町二宮98 TEL 0463(71)0077
鎌倉児童ホーム	〒248-0017 鎌倉市佐助1-6-6 TEL 0467(22)0424
ゆりかご園	〒256-0816 小田原市酒匂2-41-39 TEL 0465(48)4921
手まり学園	〒243-0307 愛甲郡愛川町半原3715 TEL 046(210)4461
唐池学園	〒252-1124 綾瀬市吉岡2377-□ TEL 0467(78)0012



(5) 県立子ども自立生活支援センター「きらり」

平成29年4月に開設された県立の乳児院・障害児入所施設・児童心理治療施設の3つが一体となった施設です。里親の育成と委託された子どもの健全な発達を促進するために、里親支援専門相談員・里親対応専門員を配置し里親支援事業を行っています。児童相談所と連携しながら、里親の相談、支援、研修などを行います。また、専門里親登録のための施設養育実習も行います。

〒259-1213 平塚市片岡991-1

神奈川県立子ども自立生活支援センター 自立支援課

Tel (0463) 56-0314

(6) 里親支援専門相談員

里親支援のため、児童養護施設・乳児院に配置されている里親担当職員です。

(7) 里親相談員

里親の中から経験豊富な人を里親相談員として知事が委嘱します。里親相談員は、里親相互の連携を図るとともに、里親に対する相談活動や地域の中での活動を通じて委託の促進並びに里親開拓などを行い里親制度の普及に努めることを目的として活動しています。

- 里親制度及び養育上の悩みについては、里親相談員にご相談ください。
- 里親相談員の連絡先などは、所管の児童相談所にお問い合わせください。



3 里親会

里親会は、里親の相互交流や子どもの養育に必要な知識や技術の習得・向上、里親の孤立化の防止、里親制度の普及のために重要な役割を持っています。

「里親委託ガイドライン」「里親及びファミリーホーム養育指針」には、「里親は里親会の活動に参加する必要がある」と記載されています。

なお、各地区の里親会に入会すると、自動的に神奈川県里親会・全国里親会の会員となります。

○ 各地区里親会

里親会活動の中心となる会です。研修会や勉強会、レクリエーション行事などの会員相互の連携を図っています。

また、児童相談所と連携し、里親制度の推進に協力しています。

家庭養育支援センターの行事への参加・協力もおこなっています。

(各地区里親会一覧)

地区里親会	事務局	連絡先
湘南・大和里親会 (中央児相所管)	白十字会林間学校 家庭養育支援センター内	0467(82)8044
あおぞら里親会 (平塚児相所管)	心泉学園 家庭養育支援センター内	0463(71)0077
鎌倉三浦地域里親会 (鎌三児相所管)	鎌倉児童ホーム 家庭養育支援センター内	0467(22)0424
西湘なでしこ会 (小田原児相所管)	ゆりかご園 家庭養育支援センター内	0465(48)4921
県央里親会 (厚木児相所管)	唐池学園 家庭養育支援センター内	0467(78)0012

※綾瀬児童相談所の所管の里親は、大和市在住の方は湘南・大和里親会に、綾瀬市在住の方は県央里親会にそれぞれ所属します(令和7年度現在)。

○ 神奈川県里親会

各地区里親会の連絡、支援、関係機関に関する連絡などを行っています。

各種助成金や奨学金などの申請窓口にもなっています。

各地区里親会のどうしの交流や研修会・行事をとおして、県内（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）の里親会とも交流を図っています。
情報提供、里親制度の普及啓発を目的に機関紙「かながわさとおや」を発行しています。

事務局 藤沢市みその台1-3 聖園子供の家 気付 神奈川県里親会事務局
ホームページ <https://kanagawa-satooya.jp/>
Eメール foster-kanagawa1@yahoo.co.jp

○ 公益財団法人全国里親会

里親の全国組織です。地区里親会の会員は、全国里親会の団体会員となります。
個人で会員になることも可能です。
個人会員には、会が運営する里親責任賠償保険に加入できたり、書籍購入の割引、研修会への参加費・教材費の割引などの制度があります。

事務局 東京都港区赤坂9-1-7-857
電話 03-3404-2024
ホームページ <http://www.zensato.or.jp>

○ 里子会

里親家庭で暮らした経験のある人（里子だった人）や委託中の子どもが、相互に交流し情報交換や親睦を図ることを目的して活動している「さくらネットワーク（旧：全国里子会）」というグループがあります。
神奈川県下（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市里親会を含む）の里親会でも、独自に委託されている高校生の子どもを中心とした里子会活動の支援プロジェクト「NPO法人 神奈川フォスターケアサポートプロジェクト」を始めました。
平成22年度から県内に居住する高校生の里子を対象に自立を支援するための研修会を開催して行きます。
「さくらネットワーク」・「神奈川フォスターケアサポートプロジェクト」等については、各地区里親会、県里親会事務局までお問い合わせください。

4 里親登録について

(1) 里親登録について

里親の登録の有効期限は、養育里親と養子縁組里親は5年、専門里親は2年と定められており、有効期限以降も里親としての活動を続けていただくには、有効期限内の登録更新が必要になります。

親族里親には、更新はありません。

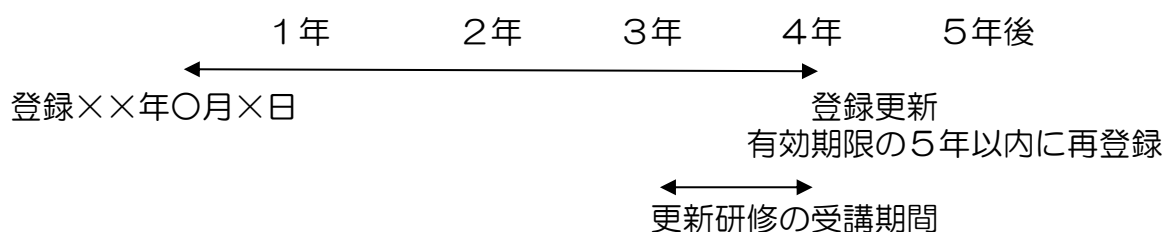
養育里親・養子縁組里親、専門里親の登録更新を希望される場合は、5年毎(専門里親は2年毎)に、「養育(専門)里親登録更新申請書」(資料編 各種様式参照)を所管の児童相談所に提出してください。その後、初回若しくは前回登録以降の変更事項(家庭状況など)について児童相談所が調査を行います。

養育里親・養子縁組里親と専門里親の2種類の里親登録をしている里親は、それぞれの登録期限が終了する前に登録更新の手続きが必要になります(神奈川県では、養子縁組里親は養育里親と二重登録となっているため、養育里親の更新時期に手続きをし、養子縁組里親も併せて更新することになります)。

なお、里親登録更新には、里親の資格要件(P.1-2 参照)に該当していることと、養育里親更新研修、専門里親更新研修を受講していることが条件となります。(養育里親と専門里親で登録されている場合で、専門里親の更新を希望される場合は、専門里親更新研修を受講すれば、養育里親更新研修は免除となります。)

一度登録された里親でも、資格要件に該当しないなどの事由がある時は登録の取り消しとなります。

- 次のような里親は更新時の実習が免除される場合があります。
 - 現に子どもが委託されている里親
 - 前回登録更新以降に、3日里親又は緊急一時保護委託、レスパイト・ケアの受託を経験した里親
- 養育里親の更新研修は、更新時期の前年度から受講することが出来ます。



• 専門里親更新研修(委託機関主催の研修を受講・年1回10月~12月開催予定)は、登録期間内であれば受講することが出来ます。初回登録時のみ、更新有効期限の最終年に受講となります。

更新のために必要な研修

里親種別	研修内容	実 習	備 考
養育里親 養子縁組里親	(概ね1日程度) 児童福祉制度論 発達心理学 里親養育演習	(概ね1日程度) 家庭養育支援センターもしくは乳児院で行う養育実習	・子どもの委託状況で実習の免除あり ・全ての科目の履修が必要(夫婦共に参加) ・専門里親更新研修の受講者は養育里親更新研修受講の必要なし
専門里親	(概ね2日程度) 児童福祉制度論 専門里親演習	なし	・全ての科目の履修が必要(専門里親認定研修を受講した人)
親族里親	なし	なし	・子どもが委託解除となった時点で認定取消

里親の登録更新については、児童福祉審議会の意見を聞く必要があります。そのため、登録の有効期間である5年以内(養育里親・養子縁組里親)又は2年以内(専門里親)に更新へ向けた手続きが必要になります。更新手続きが必要な時期になりましたら、所管の児童相談所から手続き等の連絡をします。

(2) 登録内容の変更等の届け出

次のような場合は、里親所管の児童相談所に「養育(専門・養子縁組)里親登録事項変更届」又は、「親族里親認定事項変更届」(資料編 各種様式 参照)を2週間以内に提出してください。

- ・住所・電話番号が変わった場合
- ・家族(同居人)状況に変化があった場合(新たに同居人が増えた、別居をすることになった、家族の誕生・死亡など)
- ・里父母が転職した場合・勤務先・勤務形態が変わった時

※ 里親が死亡した場合は、その相続人から届出を行うようにお願いします。(「養育(専門)里親廃止届」又は「養子縁組(親族)里親廃止届」)

また、次のように里親の資格要件（P.1-2 参照）にかかわるような変更があった場合は、すぐに里親所管の児童相談所に連絡をしてください。

- 転職、倒産等により、家庭の経済状況に著しい変化があった場合
- 神奈川県外（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を含む）に転居した（する）場合

県外へ転居した場合

里親の認定・登録は、お住まいの都道府県知事、政令市においては市長が行います。

転居後も里親として活動を続けていただくためには、一旦神奈川県での里親登録を取り消して、転居先であらたに里親の申請を行って頂く必要があります。

なお、転居先で里親を続ける場合であって、転居先への情報提供（登録や委託状況等）を希望する方は、その旨、お知らせください。

5 委託前養育等支援事業

(1) マッチングにおける生活等支援

目的：里親委託のための調整期間における子どもとの面会や、里親宅における日帰り交流などに要する生活費及び交通費の支給

支給金額：予算の範囲内で支給します。

請求方法：不要

四半期ごとに施設から児童相談所に提出される報告書をもとに児童相談所から支給します。

(2) 研修受講支援

目的：研修へ参加する際の交通費として支給（オンライン、自転車、徒歩での参加の受講は対象外）

支給金額：予算の範囲内で支給します

請求方法：月ごとに請求書を作成し、請求してください。

口座登録をしている名前で請求してください。

支給方法：各里親の口座に、所管児童相談所から振込みます。

対象研修	請求書	添付書類
里親登録前研修（座学2日間、施設実習2日間）	要 「研修受講支援報告書」を提出し、請求してください	必要なし
専門里親登録研修（スクーリング3日間および施設実習が対象）		
養子縁組里親研修		
里親登録更新研修（施設実習も対象）		主催機関が参加者名簿（個人情報）を提出することに同意すれば不要。 同意されない場合は①研修のチラシ②参加証または終了証等のコピーが必要
専門里親登録更新研修		
里親センターひこばえが主催する研修		
家庭養育支援センターが主催する研修		
里親会が主催する研修		必要なし
児童相談所主催の研修		
登録後研修（乳児院等施設実習）		

6 子どもの委託について

(1) 子どもの委託の決定

新たに登録された里親は、原則として一時保護委託や短期間の委託の活動から始め、子どもについての理解を深めていただきます。

その後、児童相談所から、里親委託候補児童の紹介及び委託（長期）へ向けての里親の意向を確認します。実際の委託にあたっては、候補児童との対面、面会、外出、外泊等のマッチング期間を経て、里親、子ども双方に委託への問題が無ければ、委託の決定となります。

委託が決定すると、児童相談所から「措置委託通知書」と「受診券」をお渡しします。「措置委託通知書」は、対外的には「里子を養育しています。」という証明書の役割を果たします。「受診券」は、委託された子どもが医療機関を受診するとき（「8 医療機関での受診」参照）に必要となりますので、大切に保管してください。また「里親誓約書」（資料編 各種様式 参照）と「口座振替依頼書」を里親所管の児童相談所に提出してください。委託費振込のための口座名義は里父、里母どちらでもかまいませんが、銀行の統合及び名称変更等がある場合は、口座変更の手続きを速やかにお願いします。

マッチングの期間はそれぞれで異なります。里親、児童相談所、施設で里親と候補児童の状態や関係性を相談しながら進めていきます。期間中にわからないことや、困ったことなどは、必ず児童相談所に相談してください。

- ・ 委託に伴い、里親には秘密の保持が義務付けられています。（P.1-5 参照）
- ・ 委託解除後は、委託時に児童相談所から渡された「児童情報を書いた書類」（フェイスシートを含む）、と「受診券」など個人情報に記載された書類は、全て、児童相談所へお返しく下さい。

3日里親制度

施設で暮らす子どもたちで、お正月や春休み、夏休み等長期休暇中に親元に帰れない子ども等に里親家庭で家庭生活を体験させて頂く制度です。

3日里親制度で子どもと交流をされた時には、施設側から渡される「かながわフレンドホーム・ファイル」に添付されている「かながわフレンドホーム交流記録」の記入をお願いします。

一時保護委託

短い期間一時的に（実母が次子を出産する場合や、養育者が入院することになった場合など）里親家庭においての養育をお願いする制度です。

（２）自立支援計画と記録

「里親が行う養育に関する最低基準」（「１－（３） 里親が行う養育に関する最低基準」 参照）に基づき、児童相談所が子どもを委託するに当たり「自立支援計画」を里親・子ども・保護者の意見を聴いて作成します。里親は自立支援計画に基づき子どもを養育するとともに、その養育状況を記録します。また、毎年４月に里親所管の児童相談所に子どもの養育状況を書面で報告します。（○ 記録の整備（第１２条） ○ 知事への報告（第１４条） 参照）



なまえについて

委託された子どもの名（呼称）については、たとえ通称であっても、里親が変更することは出来ません。委託された子どもの名を変更することは、児童福祉法第４７条第２項に定める里親の「親権代行」には含まれていません。

司法では、名は子どもの人格そのものであり、里親が勝手に違う名前を使う事は、子どもの人格を否定するものであると考えられています。

名前（氏と名）の変更には、裁判所の許可が必要です。

名前の変更には「正当な事由」があることが必要で、名を変えることに対する相当の合理性が必要となります。

例）同一世帯に同じ名前の人がいる。名に使用している漢字が、社会通念上不適切であるなど

養子縁組や特別養子縁組が成立しても、名の変更が認められるとはかぎりません。

委託された子どもの氏については、社会通念上の配慮から里親の氏を通称として、学校等で使用することや受診券を通称で発行することは可能です。ただし、通称名を使用する場合は、保護者の同意や里子への適切な説明が必要ですので、事前に児童相談所に相談してください。

※ 養子縁組が成立すると、子どもの氏は里親の氏になります。

(3) 事故届の提出

次のような場合は、ただちに里親所管の児童相談所に連絡をしてください。

「事故届」（資料編 各種様式 参照）の提出が必要な場合がありますので、児童相談所の指示に従ってください。

報告の目安

報告は不要	<ul style="list-style-type: none"> * 子どもの病気及び怪我等で軽易なもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 転んですりむいた ・ 風邪を引いた など * 事故による軽易なもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 故意でなくガラスを割った など
児童相談所へ口頭で報告	<ul style="list-style-type: none"> * 子どもによる軽易な問題行動、感染の恐れのある病気 <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣、短時間の無断外出 ・ 万引き ・ 喫煙 ・ インフルエンザ、はしかなどの感染のおそれのある病気に罹患した場合 など
児童相談所へ「事故届」で報告	<ul style="list-style-type: none"> * 子どもによる重大な問題行動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠方、長時間の無断外出 ・ 暴力行為 ・ 性的行為 * 個人情報の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の漏洩 など * 社会的な問題となるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域とのトラブル ・ 犯罪にかかわること ・ 報道対応が必要となるもの など * 子どもの病気及び怪我等で保護者への連絡を要するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 骨折 ・ 入院 ・ 交通事故 ・ アレルギー食物の摂取で新たに治療が必要となったもの ・ 里親の不注意による子どもの怪我等で、治療を伴うもの ・ 誤薬により、治療が必要となったもの * その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害による被害 ・ 食中毒 など

(4) 扶養控除等について

里親に委託されている子どもについては、所得税法第2条第1項34号の規定により、次の条件を満たす場合には扶養親族とみなされ、扶養控除の対象となります。

- 子どもが年間にわたり、まったく所得がないか、所得が一定以下であること。
- 子どもがその年の12月31日現在、里親と同居していること。

なお、扶養控除の申告の際、その事実を証明する書類の提出が必要となりますので、子どもの担当の児童相談所へ「児童委託証明書」を請求して下さい。

※ 子どもの保護者が、扶養控除を申請している場合等で、里親が扶養控除の対象とならない場合があります。

7 委託費について

里親手当や里子に係る生活費（これらを委託費といいます）は、里親を所管する児童相談所から毎月支払われます。県外（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を含む）の児童相談所が子どもを委託した場合は、子どもの委託をした児童相談所が委託費を支払います。

○ 生活費等

費目によって毎月定例的に支払われるものと、必要なときにその都度、児童相談所もしくは県子ども家庭課に請求していただく必要のあるものがありますので注意してください。請求する際は、資料編の各種様式をコピーして使用してください。

支払いは末日締め翌月払い方式で、毎月指定の口座に振込まれます。

○ 里親手当

里親手当については雑所得として、課税の対象になり確定申告が必要です。

ただし、里子の養育に要した費用（食費、衣料費、教育費、教養娯楽費など）や里親としての活動に要した費用（研修会への参加費、里子に同伴するための旅費など）として支出した分が里親手当の年間の合計額を上回る場合は、確定申告は必要ありません。

収支状況の記録や書類は整理しておく必要があります。

○ 眼鏡又はコンタクトレンズ代（視力矯正費）

令和5年4月1日より委託された子どもが近視等により、眼鏡等が必要な場合は、眼鏡またはコンタクトレンズ代が委託費として支払われます。視力を矯正するための経費であることを確認するために、視力矯正内訳書（25号様式）に度数を記載し、領収書を添えて児童相談所に請求してください。

なお、種類の制限や上限はありませんが、日常生活において必要な最小限度のものとしします。

8 医療機関での受診

(1) 受診できる医療機関

子どもが病気や怪我をした時には、最寄りの医療機関（健康保険指定医療機関及び国民健康保険療養取扱機関）で受診してください。

(2) 受診に必要な書類

医療機関にかかる時は、次の書類を持参してください。

ア 受診券（子どもの姓ではなく里親の姓（通称）でも作成できますが、実名との併記になります。）

イ 資格確認証又は資格情報のお知らせ（委託されている子どもが保険に加入している場合）

※ 受診券を紛失・破損した場合は、子どもの担当の児童相談所に連絡をしてください。再発行が可能です。その際「受診券再交付申請書」（資料編 各種様式 参照）を提出してください。

(3) 医療費の支払い

受診時、上記書類を医療機関窓口提出することにより、医療機関が直接神奈川県に対して医療費の請求をし、支払いを受けることとなりますので、窓口で医療費を支払う必要はありません。医師から処方された調剤も同様です。

*受診時に支払い等に関して医療機関から質問があった場合は、8-3ページの「医療機関の方へお願い」を参考にしてください。

(4) 予防接種費用

ア 定期接種のワクチン

予防接種法に規定するA類疾病*の予防接種を受けた場合は、領収書を各児童相談所に提出してください。

*A類疾病（厚生労働省HPより）

ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ、Hib感染症（5種混合）、B型肝炎、小児の肺炎球菌感染症、結核（BCG）、麻しん・風しん（MRワクチン）、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症、ロタウイルス

イ 定期接種以外のワクチン

次の予防接種を受けた場合は、領収書を各児童相談所に提出してください。
ロタウイルス 破傷風トキソイド RSウイルス感染症 流行性耳下腺炎

ウ インフルエンザ等

医師が必要と判断し接種した場合、その費用が支給されます。「請求書」（各種様式参照）に領収書を添付し県子ども家庭課あてに請求してください。

※一時保護の場合は、領収書を添付し児童相談所あてに送付してください。

インフルエンザ等の予防接種については、その都度実親の同意が必要となります。手続きは、委託された子どもの担当の児童相談所で行いますので、医師から指示がありましたら、子どもの担当の児童相談所に連絡してください。

(5) 通院費等の請求

ア 通院費

委託された子どもの通院治療のために要した交通費、一般交通機関を利用して自宅から病院までのバス、電車代等の必要最小限の額（付添いが必要な場合は、その方の交通費も含みます）を支給します。

所定の「請求書」及び「経費内訳書」（資料編 各種様式 参照）を県子ども家庭課宛てに送ってください。

通院時、緊急の場合や、やむを得ない事情により、タクシーなどを利用した場合は、提出書類にその理由を明記し、タクシーの領収書を添付して下さい。

※障害や重篤な虐待による心理ケアなどの定期的な通院や、障害児通所支援を受ける場合は7委託費において支弁される場合があります。ただし県子ども家庭課の認定が必要ですので、事前に児童相談所へ連絡をお願いします。

イ 移送費

委託された子どもが疾病等で入院治療を必要とするとき、または転院が必要とされたときに交通機関を利用した場合（付添いが必要な場合、その方の分の交通費も含みます）の費用を支給します。

「請求書」「経費内訳書」の他に「移送意見書」（資料編 各種様式 参照）を医師に記入して貰い、一緒に県子ども家庭課宛てに送ってください。

健康保険法の給付の取り扱いに準ずるもので、単に病院までが遠いからということでは支給されません。

ウ 柔道整復師などの費用

委託している子どもが、外傷等で、柔道整復（接骨院・整骨院の治療）が必要と医師が判断した場合は、医療費が支払われます（受診券対応）。

受診券が使用できない場合の費用は、「柔道整復師施術療養費支給申請書」（柔道整復師にあります）を作成してもらい、県子ども家庭課に送ってください。ただし、テーピングのテープ等などの実費負担があります。

エ 補装具等作成の費用

医師その他専門機関において、補装具の使用をしなければならない場合は、その費用が支払われます。医師の意見書、業者からの請求書、内訳書（医療費様式参照）を県子ども家庭課に送ってください。

(6) その他

子どもが入院した際の看護料（基準看護以外の病院に入院した場合で付添い介護人が必要な場合）の請求は、健康保険法等に基づく支払い基準により定められた額が支払われます。ただし、事前に児童相談所長の承認が必要になりますので児童相談所に連絡をお願いします。

病院で「看護意見書」（資料編 医療費様式 参照）を作成してもらい、「看護内訳書」、「請求書」（資料編 医療費様式 参照）と一緒に県子ども家庭課宛てに送ってください。

【送付先】

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局 子どもみらい部 子ども家庭課

医療機関の方へお願い

里親に委託されている子どもが医療機関において受診した場合の医療費については、自己負担分を児童福祉法に基づき公費で支払うことになりますのでよろしくお願ひします。

(1) 受診券等の確認

里親に委託されている子どもを診察していただく場合は、窓口において持参した「受診券」及び併用となる「資格確認証」を確認してください。ただし「受診券」に「保険証無」の表示がある場合は、児童福祉法による公費10割負担となりますので、「健康保険証」はありません。

(2) 医療費の請求及び支払い

医療費の審査支払い事務は、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託していますので、請求は他の公費併用の場合と同様、診療報酬請求書及び診療報酬明細書を作成し、「受診券」に表示された保険種別に応じ、支払基金（公費単独の場合も含む）又は国保連合会に送付してください。

※ご不明な点がございましたら、神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 子ども家庭課までお問合わせください。

TEL 045 (210) 4655 (直通)

9 委託された子どもの怪我などの補償について

賠償責任保険には里親認定登録と同時に、県が保険会社と一括契約していますので、加入について特別な手続きは不要です。

(1) 保険内容

里親の管理責任下で、委託された子どもが怪我をしたり、死亡した場合、委託された子どもが他人に怪我をさせたり、死亡させた場合及び他人の物を壊した場合などに、被害者側から法律上の損害賠償を請求された時、その賠償を補償します。

(保険適用となる例)

例1 里親の過失により

- ・ 火災が発生し、委託された子どもが火傷を負った場合（放火等は除く）
- ・ 異物を飲み込み、委託された子どもが窒息死した場合
- ・ 里親が提供した食事を食べ、委託された子どもが食中毒を起こした場合

例2 里親が監督義務を怠ったために

- ・ 委託された子どもが隣の家の車を傷付けた場合
- ・ 委託された子どもが他の子どもを怪我させた場合

※ ただし、責任能力があると認められる12歳以上の子どもの場合や故意による場合、犯罪行為による場合、ケンカの場合には保険が適用されないことがあります（12歳以上を保障するためには、全国里親会の保険に加入する、里親センターひこばえが取りまとめている追加の保険に加入するなどの方法があります）。

- (例) ・ 委託された子どもが学校でクラスメートの持ち物を壊れると解っていて、床に投げつけ壊してしまった。
- ・ 委託された高校生の子どものが、同級生とケンカになり、相手を殴って怪我を負わせた。
 - ・ 里親と生計と同じくする親族が、委託された子どもに怪我を負わせた。
 - ・ 自動車（バスを含む）乗車中の損害、里親（又は同居人）が運転の車に同乗していた場合の事故も保証されません。

(2) 事故が生じた時

まず、里親名、事故の日時・場所・被害者名・状況などを、里親所管の児童相談所へ連絡して下さい。その後、児童相談所から手続き等について連絡をします。賠償責任保険への書類とは別に、児童相談所へは、「事故届」を提出していただきます。（「6 子どもの委託について（3）事故届の提出」参照）

同じような賠償請求でも状況、原因等によって対象とならない場合があります。

(3) 損害賠償の限度額

この保険による損害賠償の補償限度額は次のとおりです。

担保条件	人物区分	補償限度額		1事故の 免責額
		1事故につき	年間支払限度額	
施設賠償 (里親の管理不備に 起因する事故)	対人	5,000万円まで	なし	なし
	対物	5,000万円まで	なし	
生産物賠償 (食中毒等に起因す る事故)	対人	5,000万円まで	5,000万円まで	なし
	対物	5,000万円まで	5,000万円まで	

(限度額については改訂されることがあります。)

(4) 自転車保険の加入について

令和元年10月1日より、自転車損害賠償責任保険加入等の義務化されています。
加入にあたっては、各里親家庭の負担になります。

10 保育所・放課後児童クラブ・障害福祉サービスなどの利用について

委託されている子どもも、公立・私立の保育所や放課後児童クラブ（学童保育）・障害福祉サービスなどの利用をすることができます。

保育所への入所については、児童相談所の判断が必要となります。利用を希望する場合は、事前に里親所管の児童相談所に相談してください。

入所の手続きは、通常の保育所利用の手続きと同じですが、保育料（認可保育所）の自己負担金は免除されます。（保育料以外の給食代やその他の雑費は委託費となります。（ただし、施設等利用給付費の支給がある場合は、その額を控除した額となります。）

委託された子どもに障害がある場合は、児童発達支援などのサービスも利用できます。障害児通所支援等の利用（支給決定）や施設利用についての窓口は、実親の居住する市町村ですが、事前に児童相談所への相談が必要です。里親所管の児童相談所に相談してください。

1 1 レスパイト制度

子どもの委託を受けている里親が、一時的な休息のために利用できる制度です。里親の病気、育児疲れ、冠婚葬祭、出張、その他養育を継続していくうえで、リフレッシュを求める場合等が該当します。県内の里親同士又は乳児院、児童養護施設等が利用できます。

他の里親にお願いしたいときは、里親会活動等で、里親同士の交流を深めておき、レスパイト先としてあらかじめお願いしておくこともよいでしょう。

費用の里親負担はありませんが、レスパイトを受け入れた里親などに、県から費用を支払います。

利用には、事前に「レスパイト・ケア申請書」の提出が必要です。利用希望がある場合は、里親所管の児童相談所にご相談下さい。



1 2 自立に関する支援事業

(1) 児童自立生活援助事業

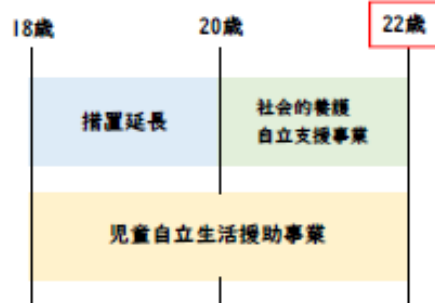
「児童自立生活援助事業」の改正について

1 児童自立生活援助事業

義務教育終了後、里親等委託又は施設入所措置が解除された児童等に対して、引き続き里親家庭や児童養護施設等において、相談や生活援助、就業支援等を行う。

2 令和6年度からの変更点

<令和6年3月まで>



<令和6年4月から>



変更点① 年齢制限の撤廃

22歳以降も、やむを得ない事情（*1）があり、児童相談所が必要と認めた場合は事業を継続することができるようになりました。

変更点② 事業実施場所の拡大

児童養護施設等、ファミリーホーム、里親（親族里親除く）も「児童自立生活援助事業」を行う（*2）ことができるようになりました。

変更点③ 事業の変更（補助金→措置費）

「社会的養護自立支援事業」は、「児童自立生活援助事業」に統合されました。補助金から措置費となり、児童等の生活に係る費用に対する財政支援が手厚くなりました。

*1 大学等に就学中、就職活動中、就職して間もない（試用期間中）等

*2 従来の自立援助ホーム → 児童自立生活援助事業所Ⅰ型
児童養護施設等 → 児童自立生活援助事業所Ⅱ型
ファミリーホーム、里親 → 児童自立生活援助事業所Ⅲ型

(2) 身元保証人確保対策事業

子どもの自立支援を図る観点から里親家庭で委託されている、または委託解除後の子どもに対し、就職やアパート等を賃貸する際に里親（もしくは児童相談所長）が保証人となった場合、保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときに、賠償額の一定額を支払うものです。

保険料は国と県が負担しますので、保証人（里親）の負担はありません。

対 象	里親に委託されている子ども、もしくは委託解除後5年以内の者（年齢は問わず）	
要 件	実父母などが死亡、行先不明、逮捕拘留中、心身に障害がある、経済的に困窮している、虐待などの理由により、実父母などが保証人であることが適当ではない、もしくは、協力が得られない場合で、里親又は委託をした児童相談所長が保証人となること。	
保証の範囲	①就職時の身元保証	被保証人が、業務上雇用主や他の者に損害を与えた場合や業務上の地位を利用して雇用主や他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して200万円を限度として保証金を支払う。
	②住宅等賃貸時の連帯保証	賃貸住宅または、賃貸施設に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、家賃もしくは賃借料、共益費、修理、現状回復の費用、賃貸借期間終了後の不法居住による損害賠償金、これらの債務の履行遅延による遅延利息の支払いについて連帯保証人が被った損害に対して120万円を限度として保証金を支払う。
	③大学等入学時の身元保証	被保証人が大学、高等学校などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など教育機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して200万円を限度として保証金を支払う。
保証期間	①1年毎の更新とし、原則3年間（ただし、延長が認められた場合は、さらに2年間延長し、最長5年間。） ②1年毎の更新とし、原則3年間（ただし、延長が認められた場合は、さらに1年間延長し、最長4年間） ③1年毎の更新とし、原則当該学校教育における正規の修業年数の間（ただし、延長が認められた場合は、さらに1年間延長し、最長5年間）	

身元保証と連帯保証の両方を利用することが可能です。この制度は、進学時の保証人には対応できません。申請は児童相談所経由での申請となりますので、必要書類等詳細は児童相談所にお問い合わせください。

(3) 独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO) 「児童養護施設等の生徒への受験料等支援」

対 象	<p>① 児童養護施設等※1に在籍し、3月末に高等学校（本科）等※2を年度末に卒業予定である者（同月末において卒業後2年以内の者を含む）、高等学校卒業程度認定試験（高卒認定）受験資格取得年度（16歳となる年度）の初日から高卒認定合格までの期間が5年を経過していない者※3、高卒認定試験の合格者となった年度の翌年度の末日から2年を経過していない者※4</p> <p>② 大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校（4年次編入額）への進学を希望し受験する者</p> <p>③ 申請時点において就職の内定を受けていない者</p> <p>※1 対象は、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、里親、ファミリーホーム</p> <p>※2 文部科学大臣により指定された専修学校高等課程など、卒業・修了により大学入学資格が得られる施設を含む</p> <p>※3 高卒認定受験資格所得年度の初日から高卒認定試験合格まで5年を経過した者であっても、経過後から高卒認定試験合格までの間、毎年度高卒認定試験を受験している場合は対象となります。</p> <p>※4 高卒認定試験の合格点を得た者が18歳未満の場合は、満18歳の誕生日から高卒認定試験合格者となります。</p>
対 象 経 費	<p>① 受験料、交通費、宿泊費、願書の取寄せ及び出願に要する費用等の大学等を受験するに当たって必要となる経費</p> <p>② 「大学等」には、大学のほか、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。）、その他法令に定めがあるこれらに準じる教育施設を含む</p> <p>※ 受験前でも申請可能、また、受験結果の合否は問わない</p> <p>用途は、受験料、交通費、宿泊費等の受験に要する諸費用。受験してもなお残金が生じた場合は、進学に向けた準備費に充てることのできる</p>
支 給 金 額	一人 20万円/年（返済不要）
必 要 書 類	<p>① 申請書</p> <p>② 対象者一覧</p> <p>③ 受験票の写し（最低1校分）等</p>
申 請 者	里親
備 考	特別育成費（大学等受験支援）と両方の制度を活用する場合は、特別育成費において、「大学等を受験するに当たって必要となる経費の実費から、機構の支援額（20万円）を控除した金額」を基に支弁額を設定することになります

(4) 萬谷子ども福祉基金（神奈川県社会福祉協議会による支援事業）

○ 自立支援金の交付

対 象	神奈川県内に居住する里親に養育されている児童
内 容	上記に該当する児童が自立のため初めて民間アパート等（会社の寮等がアパートの場合は除く）に入居する際に交付
交 付 額	一人につき15万円
必 要 書 類	児童のアパートの賃貸契約書（写） 申請書（里親会に加入している場合は不要）
申 請 者	里親会会長（里親会会員は里親会を経由して申請する） 里親（里親会に入会していない場合） 毎月末日〆切 翌月交付

○ 入学支度金の交付

対 象	神奈川県内に居住する里親に養育され、成績優秀で推薦もしくは入学試験等で4年制大学・短期大学・専門学校への入学が認められ、入学の意思を持つ者（高校を卒業し1年以内の者、高等学校卒業程度認定試験合格者で20歳未満の者を含む）
募 集 人 員	18名以内
支 給 金 額	一人 20万円
必 要 書 類	①申請書 ②成績証明書（高校3年生は1学期（前期）のもの、卒業生は卒業時のもの、高等学校卒業程度認定試験合格者は合格成績証明） ③作文（テーマは募集要項参照） ④里親からの推薦書
申 請 者	里親会会長（里親会会員は里親会を経由して申請する） 里親（里親会に入会していない場合）

※（参考）令和7年度の募集要項 里親の部分のみ抜粋

《問合せ先》 神奈川県社会福祉協議会 地域福祉部地域課

電話 045（312）4815

(5) その他の支援事業

○ 神奈川新聞厚生文化事業団大学等入学支度金

対 象	4年制大学や短期大学、専門学校に進学を希望し入学した、養育里親の下で生活している高校生等（高等学校卒業程度認定試験合格者を含む）
募 集 人 員	5名
支 給 金 額	一人 20万円

《問合せ先》（財）神奈川新聞厚生文化事業団「入学支度金」係

045（222）0615

- ENEOS奨学助成
- PMJフォスターファミリー奨学助成
- 未来のつばさ自立奨学支援制度
- 雨宮児童福祉財団 修学助成金
- 荏原 畠山記念文化財団 2025年度「児童養護施設等出身学生助成」
- 日本財団夢の奨学金
- 朝日新聞厚生文化事業団
- 公益財団法人神奈川新聞厚生文化事業団

※ 要件や支給要件は変更されることがありますので、児童相談所にお問い合わせください。

※ その他にも大学（専門学校）進学のための奨学金等の制度がありますので、児童相談所にお問い合わせください。

1 3 海外渡航手続

委託された子どもが、海外旅行等渡航目的でパスポートを申請することは可能ですが、万が一の場合の保障問題等もありますので、計画の段階で、所管の児童相談所に連絡をしてください。

委託された子どものパスポート申請については次の書類が必要です。

- ① 「措置委託決定通知書」又は「措置委託通知書」
- ② 委託された子どもの住民票
- ③ 写真
- ④ 申請する里親の身分を確認するもの（免許証・保険証等）

法定代理人が存在しない子どもについての旅券申請は、「措置委託決定通知書」又は「里親措置委託証明書」と里親が作成する渡航目的に関する事情証明書（様式自由）を提出し、申請書には法定代理人の代わりに里親が署名します。

この他に、子どもの戸籍謄本（抄本）が必要となります。戸籍謄本（抄本）は、里親から直接請求することは出来ませんので、児童相談所にご相談ください。準備には時間が必要ですので、出来るだけ早めに連絡をしてください。

※ 写真や身分証明など必要なものの詳細については、お住まいの地区のパスポートセンターなどで事前に確認をお願いします。

14 養子縁組について

(1) 普通養子縁組と特別養子縁組

養子縁組は、子どもの養育について法的安定性を与え、またパーマネンシーを保障するもので、社会的養護を必要とする子どもにとって重要な制度です。養子縁組には普通養子縁組と特別養子縁組があります。

普通養子縁組 民法第792条	特別養子縁組 民法第817条の2
<縁組の成立> <ul style="list-style-type: none"> ・養親と養子の同意により成立 ・未成年者を養子とするためには家庭裁判所の許可が必要 ・養子が15歳未満の場合には、法定代理人（親権者等）が、養子本人に代わって同意 	<縁組の成立> <ul style="list-style-type: none"> ・養親の請求に対し、家裁の審判で成立 ・父母の同意が必要 （ただし、実父母が意思を表示できない場合や実父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、同意は不要）
<要件> 養親：20歳以上 養子：尊属または養親より年長でない者 <ul style="list-style-type: none"> ・養親に配偶者がいる場合には、配偶者とともに縁組が必要 	<要件> 養親：配偶者があり、原則25歳以上（夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可）。夫婦共同で縁組 養子：原則、申立時15歳に達していない者（15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育しており、やむをえない事由により15歳までに申立てができない場合は、15歳以上でも可） <ul style="list-style-type: none"> ・子の利益のために必要があるときに成立
<実父母との親族関係> 実父母との親子関係が存続	<実父母との親族関係> 実父母との親子関係が終了
<監護期間> 特段の設定はない	<監護期間> 6ヶ月以上の監護期間を考慮して縁組
<離縁> 原則、養親及び養子の同意により離縁	<離縁> 原則離縁はできない。特に必要があるときに、養子、実親、検察官の請求により離縁
<戸籍の表記> 実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子・養女」と記載	<戸籍の表記> 実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男・長女」等と記載
<主な効果> <ul style="list-style-type: none"> ・法律上の親子関係が成立（相互に相続権・扶養義務） ・親権の行使 	<主な効果> <ul style="list-style-type: none"> ・法律上 実の親子と同様の親子関係が成立（相互に相続権・扶養義務） ・親権の行使

(2) 養子縁組の手続きについて

・委託されている子どもとの養子縁組には、実親などの同意以外に児童相談所の調査が必要です。養子縁組については、児童相談所と相談しながら行います。また、裁判所への申立て手続きも、必ず児童相談所に確認し、相談してから行ってください。

令和2年4月1日の民法改正により、特別養子縁組の成立の手続きが見直され、児童相談所長による第1段階（特別養子適格の確認の審判）の申立てができるようになりました。里親の特別養子縁組成立の申立ては、確定してから6ヶ月以内に行う必要があり、児童相談所は囑託書の回答を行うなど、児童相談所と連携をとりながら行う必要があります。

・15歳未満の子どもの養子縁組や特別養子縁組の場合、児童相談所で実親などの同意がとれている場合であっても、直接実親などに同意の確認を行いますので、許可（家事審判の決定）まで時間がかかる場合があります。

・養子縁組の手続きを開始した日（裁判所に申立てを行った日）の翌月からは、子どもの生活費などは支給されますが、里親手当は、支給されなくなります。

・養子縁組が成立した日の前日で、子どもの委託は解除となりますので、縁組が成立したら、必ず里親所管の児童相談所に連絡してください。

【縁組の成立日】

普通養子縁組	<p>＊裁判所の許可が必要ない場合</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村の戸籍係に縁組の届出をし受理された日が成立日となる。 <p>＊裁判所の許可が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none">・審判修了後、裁判所から「審判決定書（許可決定書）」の謄本が申出人に届く。その後、市町村の戸籍係に届出をおこなう。・市町村の戸籍係で、養子縁組の届け出が受理された日が養子縁組の成立日となる。 <p>「受理証明」を交付してもらい児童相談所に提出する。</p>
特別養子縁組	<p>裁判所での審判が確定した日から2週間経過した後に「審判確定証明書」が申出人あてに届く。</p> <p>「審判確定証明書」が発行されてから10日以内に市町村の戸籍係に養子縁組の届出を行わなければならない。</p> <p>「審判確定証明書」に記載された日（審判確定日）が特別養子縁組の成立日となる。年末年始、ゴールデンウィーク前に審判がかかる場合には確定通知が届くまでに時間がかかるので、戸籍届出期限に注意をする。審判日は当事者から裁判所に問い合わせることが可能なので確認するとよい。</p> <p>「審判確定証明書」の写しを児童相談所に提出する。</p>

【参考】 所管の家庭裁判所

児童相談所	市町村	管轄家庭裁判所
中央児童相談所	藤沢市	横浜地方・家庭裁判所
	茅ヶ崎市	
	寒川町	
平塚児童相談所	平塚市	横浜地方・家庭裁判所小田原支部
	秦野市	
	伊勢原市	
	大磯町	
	二宮町	
鎌倉三浦地域児童相談所	鎌倉市	横浜地方・家庭裁判所
	逗子市	横浜地方・家庭裁判所横須賀支部
	三浦市	
	葉山町	
小田原児童相談所	小田原市	横浜地方・家庭裁判所小田原支部
	南足柄市	
	中井町	
	大井町	
	松田町	
	山北町	
	開成町	
	箱根町	
	真鶴町	
	湯河原町	
厚木児童相談所	厚木市	横浜地方・家庭裁判所小田原支部
	海老名市	横浜地方・家庭裁判所
	座間市	横浜地方・家庭裁判所 相模原支部
	愛川町	横浜地方・家庭裁判所小田原支部
	清川村	
綾瀬児童相談所	大和市	横浜地方・家庭裁判所
	綾瀬市	

15 被措置児童等虐待とその対応について

平成21年4月1日に施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、被措置児童など（里親の場合、委託された子ども）の虐待（児童福祉法第33条の10～17）について新たに盛り込まれました。

以下は、その法律の内容と県が定めた対応の簡単な流れです。

*被措置児童等虐待とは？

・児童福祉法第33条の10第1項において、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホームを含む）に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設などの施設職員が委託や一時保護された児童に対し以下の行為を行った場合を被措置児童等虐待と規定しています。

- ① 委託された子ども等の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること（身体的虐待）
- ② 委託された子ども等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること（性的虐待）
- ③ 委託された子ども等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは、生活を共にする他の児童による、身体的暴行、性的虐待、ネグレクト等を放置し、養育を著しく怠ること（ネグレクト）
- ④ 委託された子どもに対し、著しい暴言又は拒絶的な対応、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（心理的虐待）

また、同法33条の11で、委託された子どもの心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない（虐待の禁止）と定められています。

*対応について

・これら、虐待行為を受けた子ども自身あるいは関係機関などから、相談・届出・投書を受けた児童相談所などは、県子ども家庭課に通告します。

関係機関から通告を受けた県子ども家庭課は、子どもの安全確認と事実確認を行い、必要な指導等を行います。また、委託の継続もしくは、中止を決定し、結果を知事に報告することになっています。

その後その里親については、里親登録を継続するか知事が判断します。

また、児童福祉法には、虐待を受けた児童を発見した者も速やかに、児童相談所等関係行政機関に届出・通告をしなければならないと規定されています。

なお、届出・通告を行った人は、特定されないよう、また、不利益にならないよう保護されています。

※里親が児童虐待又は被措置児童等虐待を行った場合、里親の欠格事由に当たるため、里親の認定登録が抹消されます。